

## 受益者負担のあり方に関する基本方針

平成 2 1 年 5 月  
我 孫 子 市

## 目 次

### 受益者負担のあり方に関する基本方針

はじめに	1
1. 受益者負担のあり方	2
1) 受益者負担の目的と適正化の必要性	2
2) 受益者負担に対する基本的考え方	3
(1) 原価計算方式に基づく費用（コスト）の明確化	3
(2) サービスの性質による行政と受益者の適切な負担割合の設定	3
(3) 減額・免除基準の明確化	3
(4) 適正な負担を常に確保していくための定期的な検証と見直し	3
(5) 情報の公表による市民への説明責任の確保	4
(6) その他考慮すべき事項	4
2. 受益者負担の具体的な設定基準	6
1) 基本的考え方を適用するサービスの特定	6
2) 原価計算方式に基づく費用（コスト）算出基準	6
3) サービスの性質による行政と受益者の負担割合	10
4) 受益者負担額の基本的算出式	13
5) 減額・免除の基準	14
6) 受益者負担額の決定	17
受益者負担の適正化に向けて	18
基本方針の修正について	18

## はじめに

平成21年3月1日現在で、我孫子市は、65歳以上の人口比率が21パーセントを越すとともに、12歳以下の子どもの人口が12パーセント以下という、少子・超高齢社会の本格的現出に直面しています。

このことは、住宅都市として発展してきた本市にとって、市民の日常生活や活動から生まれるまちの活力にさまざまな形で影響を与えると同時に、行政需要の増加や税負担能力の制約など、財政にも大きな影響を及ぼします。

今後も市民満足度の高い持続可能な都市経営を進めていくためには、これらの課題に適切に対応していく必要があります。

特に、都市経営の礎である財政運営では、今後歳出削減に向けた内部努力の一層の徹底とともに、行政関与（税負担）の必要性や公共サービスの提供主体のあり方も含め、真に効果的・効率的で適切な公共サービスの選択・提供（財源配分）を行うことや、財源、特に使途について国等の縛りが無い自主財源を確保・充実することが必要です。

本基本方針は、こうした状況を見据えながら、市税以外の自主財源、とりわけ「受益者負担」のあり方について検討を加え、各担当が所管する使用料条例、手数料条例等の見直しを行うための指針とするものです。

## 1. 受益者負担のあり方

### 1) 受益者負担の目的と適正化の必要性

受益者負担による収入は、税外収入として貴重な自主財源となっていますが、本来その第一の目的は、特定の市民が利益を受ける特定のサービスについて、受益者と非受益者間の公費(税)負担の公平性、公正性を確保することにあります。

また合わせて、サービスに掛かる公費（コスト）の一部負担を求めることにより公費支出の軽減を図り、より適切な財源配分を行うことを目的としています。

現在、本市は厳しい経営環境下にあり、効果的・効率的な財源配分を行うため、公共サービスの一層の選択と集中が求められています。と同時に、市民の税金の使途に対する関心の高まりの中で、世代間の受益と負担に対する不公平感も顕在化しています。

そのため、公共サービスの費用負担をどこに求めるのか、税負担(行政の関与)をどこまで行うのかを明確に示し、税負担の公平性・公正性や透明性を確保することがより強く求められてきています。

また、これらの要請に応えることが、適正な負担（財源）の確保にもつながることになります。

しかし、本市の現状を見ると、次のような課題があります。

- (1) 負担を求める場合の基準が明確にされていない。
- (2) 負担額の設定根拠が明確にされていない。
- (3) 適正な負担を確保するための定期的な見直しがルール化されていない。
- (4) 受益者に負担を求めるべきサービスであるにもかかわらず、無料でサービス提供を行っているものがある。

こうした課題に適切に対応し、市民（受益者と非受益者）の納得を得られる適正な負担を求めていくためには、まず**受益者負担のあり方に関する市の基本的考え方を明らかにする**必要があります。

さらに、この**基本的考え方に基づく客観的で明確な基準を**合わせて設定し、その合理性や透明性をより高める必要があります。

## 2) 受益者負担に対する基本的考え方

### (1) 原価計算方式に基づく費用（コスト）の明確化

負担額の決定にあたっては、市民に納得の得られる合理性や透明性を確保する必要があるため、まず受益（サービス）に係る費用（コスト）を原価計算方式により具体的に算出し、これを負担額算出の根拠とします。

### (2) サービスの性質による行政と受益者の適切な負担割合の設定

市が提供するサービスには、道路や公園など市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたります。

そのため、受益者に一定の負担を求める際には、税負担の公平性や公正性を確保する観点から、サービスを公共性と収益性の観点から分類し、その分類ごとに負担割合を設定することとします。

### (3) 減額・免除基準の明確化

現在本市では、公益上の必要性や政策の推進、経済的支援を主な目的に、使用料・手数料は、条例(施行規則での具体的例示を含む)を根拠として、また負担金は、規則を根拠（法令等の規定を受けたものを含む）として施設等毎に減額・免除を行っています。

その内容を対象別に見ると、公共機関をはじめとする団体を対象とするものと、子どもや高齢者、障害者、低所得者等の個人を対象とするものに大別できます。

しかし減額・免除については、受益者負担の原則が損なわれることや、受益の偏り（他に補助金の交付がある等）、行政への依存化傾向の増大、減額・免除の既得権化等の課題があります。

そのため、減額・免除は、受益者負担の政策的・特例的措置であることを基本に、法令等によるものや目的・必要性を勘案し、真に止むを得ないものに限定するとともに、統一基準を設定します。

### (4) 適正な負担を常に確保していくための定期的な検証と見直し

適正な受益者負担を常に確保していくためには、経費削減に向けた業務改

善努力による費用（コスト）の変化や時代適合性、社会的・政策的要請等を適切に反映する必要があります。

そのため、負担の適否も含めた負担内容の検証と、これに基づく見直しを定期的に行う必要があります。その見直しの期間は、臨時的に必要なものを除き、概ね4年毎に実施することとします。但し、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法の変更や大規模な修繕が発生する場合などは、適宜個別に見直しを行うこととします。

## **（５）情報の公表による市民への説明責任の確保**

受益者負担については、市民に対し受益と負担の関係を明らかにすることでその客観性・妥当性や透明性を確保し、理解と納得を得ることが欠かせない要件となります。

そのため、受益者負担の設定内容について、経費削減の取り組みや税負担の状況、近隣自治体の状況等を広報やホームページ等を活用して積極的に情報提供し、説明責任を果たしていきます。

## **（６）その他考慮すべき事項**

### **①激変緩和措置**

基本的考え方に基づき受益者負担額を算定した場合、現行の負担額と大きく変わる可能性があり、市民生活に大きな影響を及ぼすことも考えられます。

そのため、過去の負担額の改定年次からの経過年数を踏まえ一定の上限（原則10年未満の経過年数で2倍程度、10年以上の経過年数で3倍程度）を定めて改定を行う等の措置を経過的に講じます。その後、定期的な見直しの中で適正な負担額に近づけていくこととします。

### **②負担軽減努力や適切な収支予測**

受益者負担の適正化にあたっては、効率化等の経費節減、受益者増加に向けた積極的なPRや負担額徴収方法の工夫等、受益者負担の軽減努力も合わせて行っていきます。

また、負担額算定の際には、改定に伴う受益者への影響や新たな経費増等を考慮に入れた収支予測を行っていきます。

### **③近隣自治体や民間との均衡**

負担額の設定にあたっては、基本的考え方を原則としつつも、他の同種の施設や周辺自治体等と著しい格差が生じる場合には、市民の理解と納得を得るため一定の調整を考慮します。

また、民間に類似施設が存在する場合には、サービスコストの格差についても十分考慮に入れていきます。

#### ④設置目的や推進政策への配慮等

使用料にあつては、各施設の設置目的や推進すべき政策への貢献等を勘案した負担額の設定にも配慮する必要があります。

#### ⑤市外利用者や営利目的の利用者への対応

受益者負担の目的が、受益者と非受益者間の公費(税)負担の公平性、公正性を確保する観点からその受益に対して一定の負担を求めることにあるため、市外利用者や営利目的の利用者については、原則として割り増しの負担を設定します。

#### ⑥幅広いサービス提供主体の検討

今後の社会経済環境下で、持続可能な自治体経営を進めていくためには、これまでの「公共サービスの提供主体＝行政」という考え方を払拭し、「民間でできることは民間で」を基本に据えていく必要があります。

そのような中で、指定管理者制度の積極的導入を図ってきましたが、それに伴い、利用者の負担（利用料金）が指定管理者の収入となる場合、指定管理料の検証や収入が増えた際の使途のあり方を検討する必要があります。

## 2. 受益者負担の具体的な設定基準

### 1) 基本的考え方を適用するサービスの特定

本市の受益者負担については、原則として基本的考え方、具体的基準に基づいて設定しますが、サービスによっては適用すべきでない、あるいはできないものがあります。従って、次に掲げるサービスについては、その対象から除外し、別途個別に検討を行います。

- ①算定の方法や基準が法令等で定められているもの（無料であることが定められている義務教育、図書館の利用、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）によるものなど）
- ②国や県の機関が算定している経費を基に定めているもの（保育園の保育料、休日診療所の使用料など）
- ③広域的な観点から、近隣自治体等と共同で統一した負担額又は算定方法を定めているもの
- ④公営企業等独立採算を基本とした長期収支見通しに基づき算定されているもの（水道料金、下水道使用料など）

なお、現在使用料等を徴収していないサービスにあっても、受益者負担の性格を有するものについては、基本的考え方に基づき改めて検討を加え、採算性等も考慮に入れながら負担を求めていきます。

### 2) 原価計算方式に基づく費用（コスト）算出基準

#### 原価計算算入対象項目

##### 《使用料》

- ①施設の整備に係る費用として（土地の取得費、建物、設備・備品の減価償却費・大規模改修費、市債に係る支払利息）

整備費用に対する負担については、原価計算算入対象項目とします。

土地の取得費については、資産として永久に内部蓄積されるものであり、施設の再整備を前提とした減価償却の考え方にはなじまないと考えられるため、対象項目から除外します。ただし、土地の特性に着目して活用される駐車場、野球場、グラウンド等の施設（以下「土地を主に活用する施設」という。）は土



地そのものの活用により受益が発生し、また他の施設への転用が比較的可能であることから土地の機会費用（本来、土地を別の用途で活用し得られるであろう利益を損失としてコストとみなした場合の費用）を経費として算入します。

なお、借地については、他の使用料や賃借料と同様、対象項目に算入します。

②施設の管理・運営に関する費用として（人件費、物件費）

### 《手数料》

○人件費、物件費、設備・備品の減価償却費

### 原価算定方法

#### <原価計算に算入する具体的項目>

原価計算に算入する対象項目は、人件費・物件費・支払利息及び減価償却費（手数料は設備・備品のみ）又、土地を主に活用する施設は土地の機会費用です。

その具体的費目については、次のとおりです。

○人件費

常勤職員及び再任用職員の人件費については、職員手当を含む総額とします。会計年度任用職員については、時間外手当や通勤手当等対象者によって可変するものは除きます。また積算には、算定年度における常勤職員（特別職を除く）、再任用職員及び会計年度任用職員の上記項目に係る平均単価を用います。

○物件費

- ①需用費：消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
- ②役務費：通信運搬費、火災保険料
- ③委託料：施設の管理に係る委託料、機器の保守料等
- ④使用料及び賃借料：機器のリース料等
- ⑤その他受益者が負担すべき施設の維持管理や運営に係る経費

○減価償却費

減価償却方法：定額法（毎年同額を償却する方法）

算式：減価償却費＝取得価格×残存割合(1－0.1)÷耐用年数

平成19年の税制改正で算式が改定されていますが、当市の場合そ

れ以前の施設が多いことから従前の算式とします。

耐用年数：減価償却資産の範囲は、所得税法施行令第6条第1号～第7号に規定するもので、一定額以上(100万円程度以上が適当)のもの、耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第1表～第6表の規定を準用します

残存割合：同省令第11表の規定を準用

### ○支払利息

算入方法：全借入れ期間に係る支払利息の総額を、減価償却の耐用年数で割った額とします

(国・県からの補助金のほか、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債元利償還金については、予め取得価格から除外して計算する必要があります。)

### ○土地の機会費用（土地を主に活用する施設のみ）

算入方法：土地の賃借料相当とします。

算式：土地の機会費用（土地賃借料相当額）＝（土地の価額）×0.04

土地の価格は市街化区域においては近傍宅地評価額、市街化調整区域においては近傍宅地評価額に0.3を乗じたものを1平方メートル当たりの単価とします。

## 原価算定の具体的方法

### 《使用料》

使用料の原価算定方法は、施設の形態により次の2通りの方法で算出します。

#### ①貸室等一定区画を利用する場合の原価算定方法

まず、1㎡当たりの時間単価を次のとおり算出します。

1㎡当たりの時間単価＝原価計算算入対象費用÷施設総面積÷（年間利用可能時間×「稼働率」）

「稼働率」を算定に用いることについては、各自治体で取り扱いが異なりますが、本市では、実際の利用に着目する観点から、あるべき稼働率を算定に用いることが適当と考えます。なお、その値は70%程度が適当と考えます。ま

た、年間利用可能時間について、屋外施設の場合は、天候等の事情を考慮した時間数を用います。

次に、実際の使用料原価を次のとおり算出します。

**使用料原価＝1㎡当たりの時間単価×利用面積×利用時間**

## ②個人で利用する施設の場合の原価算定方法

1人当たりの原価を次のとおり算出し、これを使用料原価とします。

**使用料原価＝原価計算算入対象費用÷施設利用者目標数**

なお、付帯する設備・備品等の使用料を別途設定する場合については、当該設備にかかる費用を施設本体の費用に算入しないことを原則に、前述の原価算定方法（人件費については、施設本体と分離算定が困難な場合は除く）に準じて算定します。

## 《手数料》

手数料の原価算定方法は、次の方法で算出します。

**手数料原価＝1分当たりの人件費×処理時間＋(物件費＋減価償却費)÷処理件数(量)**

なお、「処理時間」については、業務内容を次の4段階に区分し、それぞれの業務に係る時間を合算したものを「処理時間」とします。

「受付」：受付、審査、台帳記入、入力等

「調査」：現場調査、審査、照会等

「処理」：起案、入力、証明書作成等

「交付」：通知、交付、手数料領収等

## 負担金・実費徴収金の取り扱い

負担金については、施設利用を伴うサービスについては使用料の原価計算に準ずるものとし、役務の提供のみのサービスについては手数料の原価計算に準ずるものとします。実費徴収については、サービスの内、特定のものについて私法上の契約関係に基づき実施するものですから、サービスの範囲を限定した上で、その必要とされる経費を原価とします。

### 3) サービスの性質による行政と受益者の負担割合

サービスの性質による分類は、既にいくつかの自治体で実践されており、「市場性と選択性」、「公共(行政)関与の必要性と収益性」などの観点に立ち、区分分類され、それを基に受益者の負担割合を決定しています。

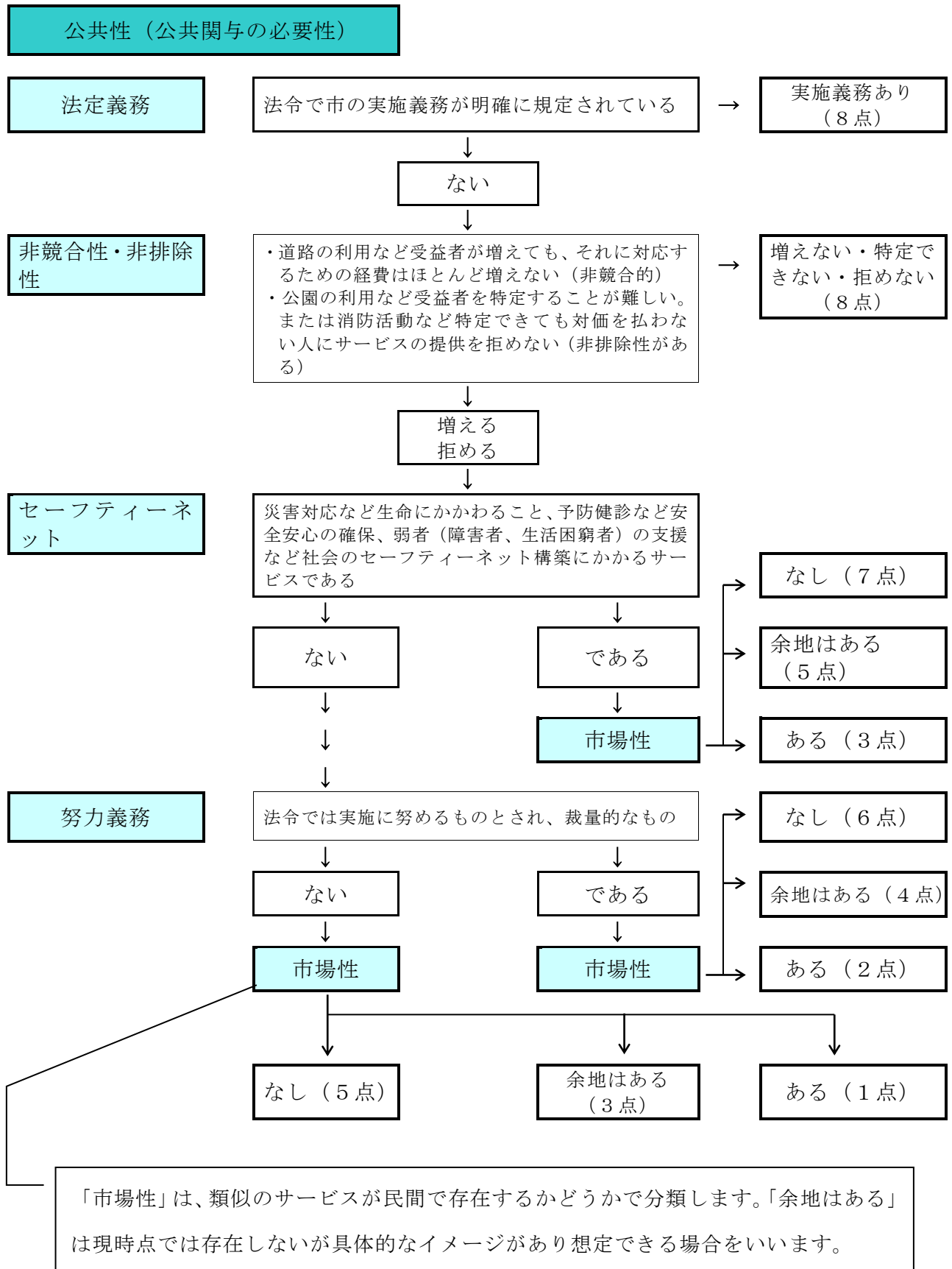
#### **本市における負担割合の考え方**

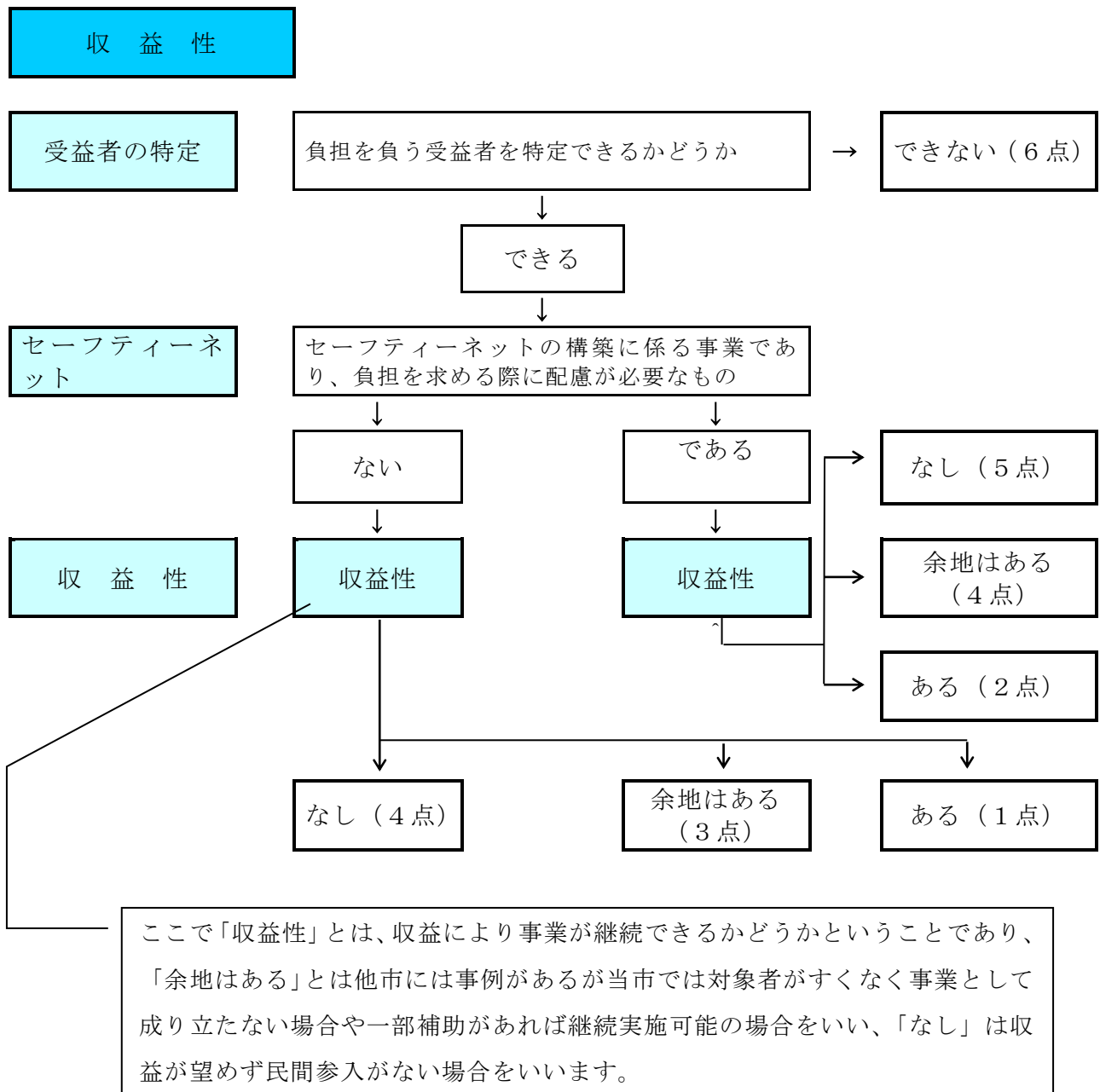
本市でのサービスの性質による分類と負担割合の設定にあたっては、受益に対する負担割合だけでなく、公共関与の視点から広く事務事業全般の見直し基準に利用できる「公共(行政)関与の必要性と収益性の有無を基本とした分類」を採用します。

具体的には公共（行政）関与については、「法定義務」「非競合性・非排除性」「セーフティーネット」「努力義務」「市場性」の5項目、収益性については「受益者の特定」「セーフティーネット」「収益性」の3項目を指標としました。

公共関与の必要性と収益性の分類の判定基準については、各項目を次のフローチャートに乗せその結果を点数化しました。

## 公共関与の必要性と収益性の判定基準





さらに本市で適用する負担割合については、判定基準の点数を基に次のとおり公共(行政)関与及び収益性の強弱を分類(類型)化し決定することとしました。

**公共関与及び収益性の判定基準に基づく受益者負担割合**

小 ↑ 公共関与の必要性 ↓ 大	1		75%				100%	
	2							
	3		50%				75%	
	4							
	5		25%				50%	
	6							
	7		0%				25%	
	8							
点数	6	5	4	3	2	1		
	小	←	収益性	→	大			

なお、手数料、特に証明書発行等の事務手数料については、「特定の者の利益のために発生した事務に係る経費」であることから、調査したほとんど全ての自治体が100%の受益者負担としており、本市でも、この考え方を採用します。また実費徴収については、サービスの範囲が限定された上、私法上の契約関係に基づき徴収することから、その原価を受益者の負担とします。

#### 4) 受益者負担額の基本的算出式

上記の「原価計算方式に基づく算定費用(コスト)」及び「サービスの性質による行政と受益者の負担割合」が基本的な受益者負担額の算出基準となります。従って、受益者負担額の算出式は、次のとおりです。

$$\boxed{\text{受益者負担額}} = \boxed{\text{サービス原価}} \times \boxed{\text{サービスの性質別負担割合}}$$

## 5) 減額・免除の基準

受益者負担の見直しを行っている自治体の多くは、減額・免除制度についても合わせて見直しを行っており、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、政策的・特例的措置として適用を限定するとともに、施設の設置目的等に配慮しながらも、統一基準を設定しています。

同時に、減額の率については、その限度を50%以下に設定することが望ましいとしています。

### <本市における減額・免除のあり方>

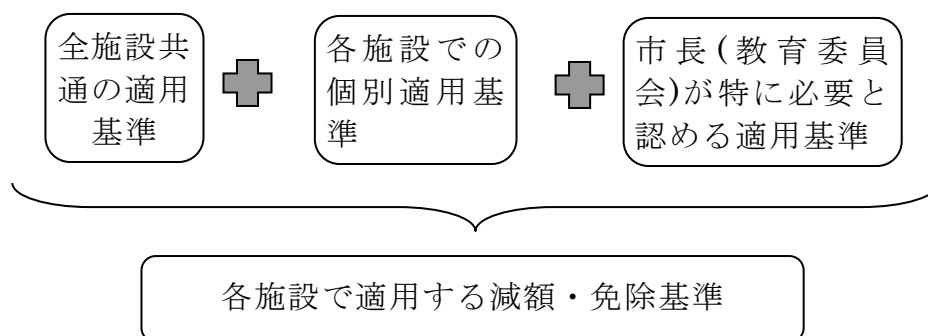
受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、減額・免除については、政策的・特例的措置として適用を限定するとともに、統一基準を設定します。

その際、整理すべき課題として、

- ・各施設の設置目的等により、減額・免除対象にばらつきがある。
- ・条例で減額が規定されているにも拘らず、施行規則に一切規定がないものがある。
- ・減額について、その具体的率等がほとんど設定されていない。
- ・同趣旨の対象に対して、減額・免除規定で取り扱っているものと減額・免除後の額を負担額として設定しているものがある。
- ・高齢者や障害者の規定が範囲又は条文上統一されていない。

などがあります。

なお、使用料については、一律の基準のみでは施設の設置目的等が広範で多様なことや本市の具体的な適用状況から言って非現実的であり、またかえって受益者負担本来のあり方を損なう恐れがあるため、使用料の統一基準については、次の位置づけを基本に設定すべきと考えます。





## <本市に適用すべき減額・免除の統一基準>

### 《使用料》

#### ○全施設に共通の適用基準

公共、公益上の使用に限り免除することを統一基準としました。

#### <使用料免除の全施設共通の統一基準>

- ・市(議会、行政委員会等を含む)が主催又は共催する場合
- ・市以外の官公署が行政目的で使用する場合
- ・施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で使用する場合

#### ○各施設での個別適用基準

上記の共通適用基準に加えて各施設で減額・免除の対象を規定する場合は、基本的考え方で示した「減額・免除が政策的・特例的措置として限定適用」されるものであることを十分考慮して設定することとします。

各施設での減額・免除を設定する上での全市的な政策的課題として障害者の社会参加の促進、子育て環境の整備・子どもの健全育成、高齢者への支援があげられます。これらの政策への対応としての減額・免除措置について、本方針では、次表のとおり取り扱うことが適当であると考えます。その上で、各施設の設置目的とのかねあいを考慮し減額・免除の設定を行っていくこととします。

	対 象	減額・免除
団体	構成員の半数以上が市内在住(在勤)の障害者(障害者手帳の交付者をいう、以下同じ)である団体の使用	50%の減額
団体	構成員の半数以上が市内在住(在学)の中学生以下である団体の使用	50%の減額
団体	構成員の半数以上が高齢者(75歳以上)の団体の使用	50%の減額
個人	個人利用施設について、市内在住(在勤)の障害者の使用(介助者1名については免除)	50%の減額
個人	個人利用の施設について、市内在住(在学)の中学生以下の使用	50%の減額

#### ○市長又は教育委員会が特に必要と認める場合の適用基準

想定外の事態に対応するための設定ですが、適用は公共性・公益性が高く真に止むを得ない場合に限定します。その適用にあたっては、可能な限り具体的な例を示す事とします。

なお施設によっては減額・免除適用後の負担額をもって使用料を設定しているものがあります。特に施設の設置目的に応じた減額・免除を行う上で、減額・免除の対象等が明らかに確定できる場合は、申請手続きの煩雑さを避けるためにも、この方法を採用すべきであると考えます。

## 《手数料》

本市の手数料条例では、次のとおり減額・免除の適用対象を規定していますが、受益者負担の公平性等から判断して妥当と考えられるため、これを統一基準とします。

＜手数料減額・免除の統一基準＞（平成29年4月改訂）

- ・国又は地方公共団体からの請求
- ・公用で使用
- ・生活保護法又は中国残留邦人等支援法の適用を受けている者からの請求
- ・法令の規定により、無料で取り扱うことができることとされているもの(免除)
- ・法令に、条例で定めるところにより戸籍に関する証明（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の戸籍に記載した事項に関する証明書及び同法第12条の2の除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書をいう。）を無料で行うことができる旨の規定があるもの(免除)
- ・市長が特に必要と認めるもの（具体的に例示が必要と考えます）

手数料条例では、「減額し、又は免除することができる。」と規定しています。統一基準を満たしている手数料は、ほとんどが免除となりますが、市長が特に認めるものの中に、減額となる場合が考えられます。

また、個別条例で規定している手数料にあつては、使用料と同様個別の対応が適切と考えます。

## 《負担金・実費徴収金》

負担金・実費徴収金については、受益者負担の公平性を踏まえ、また使用料の各施設での個別適応基準でふれた政策的課題への対応の考え方及び生活困窮者への配慮を勘案し、個別に対応することとします。

### 6) 受益者負担額の決定

受益者負担額は2の4)節にある

$$\boxed{\text{受益者負担額}} = \boxed{\text{サービス原価}} \times \boxed{\text{サービスの性質別負担割合}}$$

の算出式を基本とします。

その上、施設の設置目的・推進政策への配慮、利用率向上方策(団体扱い等)、激変緩和措置、近隣自治体や民間との均衡、減額・免除の適用等を考慮して最終的に決定します。

なお、施設使用料に係る市外利用者や営利目的利用者の負担額は、受益者負担に共通する基本的考え方を踏まえて、次のとおり割増しの負担を設定します。

割増し率(対基本料)	10割 (2倍)	10割 (2倍)	30割 (4倍)
利用者が市外の場合	○	—	○
利用者が営利目的の場合	—	○	○

ただし、我孫子市との協定等により近隣市との相互利用が定められている行政サービスについては、その市外利用を市内利用者と同様の扱いとします。また、市内の学校・事業所の利用、在学・在勤者の利用については、各施設の設置目的等に配慮し個別に検討することとします。

一方、指定管理者制度の下で、利用料金制を導入している施設にあつては、受益者負担の基本的考え方を踏まえながら別途調整を行います。

また、負担金、実費徴収金についても、受益者負担に共通する基本的考え方や負担額の算出基準等に準じて負担額を決定します。

## 受益者負担の適正化に向けて

本方針では、市民と市の負担のあり方を決める考え方と基準を示しました。

今後は、各担当課で本方針を基に受益者負担の見直しを進めるとともに、本方針に沿って継続的に市民サービスのあり方を見直していくことができる仕組みをつくる必要があります。そのため全庁的な進行管理と調整を行う推進体制を確保していきます。

## 基本方針の修正について

平成21年11月 6ページから8ページ 土地を主に活用する施設について、原価計算算入対象項目、原価計算方法に、土地の機会費用を加える。

平成29年4月 16ページ <手数料免除の統一基準>を<手数料減額・免除の統一基準>とし、内容を改訂する。

平成31年4月 3ページから4ページ 適正な負担を常に確保していくための定期的な検証と見直しについて、内容を一部改定する。  
5ページ 幅広いサービス提供主体の検討について、内容を一部改訂する。  
8ページから9ページ 貸室等一定区画を利用する場合の原価算定方法について、内容を一部改訂する。

令和5年6月 7ページ 人件費のうち常勤職員と再任用職員の算定項目を明記し、<嘱託職員>を<会計年度任用職員に>とするとともに、臨時職員についての説明を削除する。